

# 一般社団法人さいたまキャリア教育センター

## 定款

平成24年12月19日作成  
平成24年12月27日 公証人認  
平成25年1月8日 会社設立  
平成25年5月12日変更  
平成26年1月24日変更  
平成28年4月13日変更

# 一般社団法人さいたまキャリア教育センター定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人さいたまキャリア教育センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、生涯学習としてのキャリア教育を普及し、幸せに生き、幸せに働ける社会づくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 生涯にわたるキャリア形成のための支援事業
- 2 キャリア支援者のブラッシュアップのための支援事業
- 3 男女共同参画社会の推進を図る支援事業
- 4 地域社会のネットワーク形成推進を図る支援事業
- 5 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 社 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、代表理事の定めるところにより申込みをし、理事の過半数の同意による承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退社)

第8条 社員は、退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除 名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

#### 第 4 章 社員総会

(構成)

第 11 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第 12 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事の選任又は解任
- (3) 理事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠特定財産の処分の承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 社員総会は、定時社員総会として毎年度 6 月までに 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第 16 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) 不可欠特定財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 5 章 役 員

(役員を設置)

第 19 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 1 名以上 8 名以内
- 2 当法人に理事 2 名以上いるときは理事のうち 1 名を代表理事とする。
- 3 理事 1 名のときは、当該理事を代表理事とする。

(役員を選任)

第 20 条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 当法人に理事 2 名以上いるときは代表理事及び業務執行理事を、理事の過半数の決定によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(役員任期)

第 22 条 理事の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 理事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 23 条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 24 条 理事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第 6 章 資産及び会計

(事業年度)

第 25 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 26 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事の過半数の同意を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 27 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成した上で、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第 28 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産)

第 29 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 条に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 7 章 基金制度

第 30 条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した日まで返還しない。

3 基金の返還の手続きについては、定時社員総会が決定したところに従って行う。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 31 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 32 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

## 第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 33 条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 附 則

- 1 この法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりとする。

埼玉県さいたま市中央区上峰一丁目12番10号

長濱 晶子

埼玉県さいたま市中央区上峰一丁目12番10号

長濱 宜男

- 2 この法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事            長濱 晶子            長濱 宜男

設立時代表理事      長濱 晶子

- 3 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日に始まり平成25年3月31日に終わる。

- 4 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところとする。

附則

- 1 この定款の変更は、平成 25 年 5 月 12 日から施行する。

附則

- 1 この定款の変更は、平成 26 年 1 月 24 日から施行する。

附則

- 1 この定款の変更は、平成 28 年 4 月 13 日から施行する。

この定款は本法人の定款に相違ありません。

一般社団法人さいたまキャリア教育センター 代表理事 長濱晶子